

地域スポーツクラブ代表者 様

お 知 ら せ

日頃より、東京都におけるスポーツ振興事業への御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

先般、東京都の財政援助団体等監査（以下「財援監査」という。）において、東京都からの補助金及び負担金（以下「補助金等」という。）で実施する各事業における消費税の適正化について指摘された事項があり、令和7年度より一部改善が必要となる事務処理が生じますので、お知らせいたします。

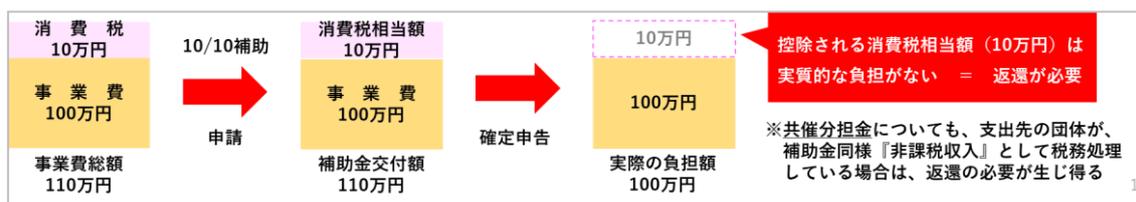
記

1 財援監査における消費税の取扱いに関する指摘事項

財援監査において、以下の趣旨の指摘を受けました（指摘事項の詳細は別紙1を参照。）。

消費税課税事業者である補助対象事業者が、補助金の実績報告書の提出後に消費税の確定申告により、課税売上にかかる消費税額から補助対象事業実施に係る消費税額を、課税仕入に該当するものとして控除（以下「消費税仕入控除税額」という。）して納税した場合、事業者は補助金に見合う分の消費税仕入控除税額については実質的に負担していないことになるため、事業者に返還を求める必要があります。

（図1：10/10補助の場合）



2 令和7年度からの一部変更内容について

（1）事業実施要項等への文言追加

東京都の補助金等の執行に際し、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「TSPO」という。）が作成する事業実施要項等に、下記例文が追加されます。

<参考例>

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)
第〇条 〇〇は、事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により〇〇補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、別紙〇により速やかに〇〇に報告しなければならない。

なお、〇〇に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

※補足

TSP0へ提出する事業計画・予算及びTSP0承認後の交付金額確定と交付(例年6月以降に加盟団体へ交付)他、令和7年4月以降の事務処理については、特段の変更はありません。

(2) 上記(1)参考例の条文内に指定する別紙〇様式(参考:本依頼文の別紙2)を提出

この指定様式は、貴団体が東京都の補助金等を「不課税の売り上げに計上」して税務処理している場合のみ、TSP0へ提出が必要となります。【提出時期は、団体ごとに消費税の確定申告時期に別途調整させていただきます。】

(3) 上記(2)により返還義務が生じた場合は補助金等の返還を行います。
【個別事象が生じた場合に対応となります。】

3 その他

本件に関して御不明点等ございましたら、下記担当者までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

東京都生活文化スポーツ局
スポーツ総合推進部スポーツ課
(担当) 舟木、野田
(電話) 03-5320-7714